

各地（学）区社会福祉協議会 御中

広島市社会福祉協議会事務局長

新型コロナウイルス感染症への対応について（第29報）

みだしの件につきまして、この度、広島県を対象としたまん延防止等重点措置が3月6日（日）をもって解除されることに伴い、広島県において、『まん延防止等重点措置』の実施期間の再延長に伴う新型コロナ感染拡大防止のための集中対策」の終了が決定されました。

これを受けて、広島市では、広島市主催のイベント等を原則として中止又は延期とする取扱いを終了し、「広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針（令和4年3月4日改訂）」のとおり取り扱うこととなりました。

つきましては、地（学）区社会福祉協議会の皆様におかれましては、感染拡大防止のため、3月7日（月）から当面の間、イベント等を開催される際には、下記について留意いただきますようお願いいたします。

記

1 地区社協で主催されるイベント等について

3月7日（月）から当面の間、「広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針（令和4年3月4日改訂）」を参考に、基本的な感染防止対策を徹底した上でイベント等（行事、会議、研修、講座等）を開催していただきますようお願いいたします。

2 地区社協で主催される不特定多数イベントについて

不特定多数イベントとは、事前予約制・チケット販売・時間指定等の方式で不特定多数に向けて集客する単発の興行等を指し、地区社協が主催されるイベント等は特定の人・限られた人数で集まるものが多く、基本的にはこの不特定多数イベントに該当することは少ないと思われます。仮に不特定多数イベントに該当するイベント等を開催される場合には、3月7日（月）から当面の間、「広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針（令和4年3月4日改訂）」に準じた取扱いをしていただきますようお願いいたします。

3 サロン等通いの場について

上記1と同様に基本方針を参考に、基本的な感染防止対策を徹底した上で開催していただきますようお願いいたします。仮に不特定多数イベントに該当するイベント等を開催される場合は、上記2と同様に基本方針に準じた取扱いをしていただきますようお願いいたします。

なお、本通知と同様の通知を、地域高齢者交流サロン運営事業・地域介護予防拠点整備促進事業実施団体等のサロン団体にも送付していますので、お見知りおきください。

【問合せ先】

（社福）広島市社会福祉協議会
地域福祉推進課 地域福祉係
TEL：264-6403
FAX：264-6413

令和4年3月7日

各地（学）区社会福祉協議会 御中

広島市健康福祉局地域共生社会推進課
高齢福祉部高齢福祉課

地（学）区社会福祉協議会が主催されるイベント等の開催について（お願い）

この度、広島県を対象としたまん延防止等重点措置が3月6日（日）をもって解除されることに伴い、広島県において、『まん延防止等重点措置』の実施期間の再延長に伴う新型コロナ感染拡大防止のための集中対策』の終了が決定されました。

これを受け、本市では、本市主催のイベント等（事前予約制・チケット販売・時間指定等の方式で不特定多数に向けて集客する単発の興行等をいい、以下「不特定多数イベント」という。）について、原則として中止又は延期とする取扱いを終了し、別添「広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針（令和4年3月4日改訂）」のとおり取り扱うこととしました。

つきましては、この方針等を踏まえ、地（学）区社会福祉協議会の皆様におかれましては、感染拡大防止のため、3月7日（月）から当面の間、主催されるイベント等（会議、研修、講座を含む。）の開催に当たって、下記について御留意いただくようお願いいたします。

また、高齢者いきいき活動ポイント事業の対象活動については、この方針の対象となる「不特定多数イベント」には該当しないものも多いと考えられますが、令和4年3月7日から当面の間は、「広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針（令和4年3月4日改訂）」に準じて、感染防止対策を徹底した上で実施していただきますようお願いいたします。

なお、高齢者いきいき活動ポイント事業の当面の方針は本市ホームページにも掲載しておりますので御参照ください。（<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/ikiiki/252982.html>）

記

1 地（学）区社会福祉協議会主催のイベント等（不特定多数イベント以外）

地（学）区社会福祉協議会主催の会議、研修等の開催に当たっては、3月7日（月）から当面の間、「広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針（令和4年3月4日改訂）」の別紙1（イベント開催等における必要な感染防止策）を参考に、基本的な感染防止対策（マスク着用、手洗、手指消毒、換気、飲食の制限等）を徹底した上で開催していただくようお願いいたします。

2 地（学）区社会福祉協議会主催の不特定多数イベント

地（学）区社会福祉協議会において、不特定多数イベントを開催されることは少ないと思われますが、仮に開催される場合には、3月7日（月）から当面の間、「広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針（令和4年3月4日改訂）」に準じた取扱い（人数上限や収容率要件の遵守、チェックリストの作成、公表など）をしていただくようお願いいたします。

【参考資料】

○ 本市主催のイベント等の開催に関する基本方針について

（令和4年3月4日広島市新型コロナウイルス感染症対策本部）

〈問合せ先〉 広島市役所健康福祉局地域共生社会推進課 湯浅
電話（082）504－2603
高齢福祉課 升田
電話（082）504－2143